

○自動車運転者及び自転車利用者に対する指導警告等の実施について

(平成31年2月27日島交指甲第98号県警察本部長例規通達)

この例規通達は、自動車運転者及び自転車利用者に対する指導警告措置等の運用に関して必要な事項を定めたものです。